

令和 6 年 第 2 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 6 年第 2 回水巻町議会定例会第 1 回継続会は、令和 6 年 6 月 6 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番 白 石 雄 二

8 番 岡 田 選 子

2 番 山 口 秀 信

9 番 井 手 幸 子

3 番 松 野 俊 子

10 番 中 山 恵

4 番 水ノ江 晴 敏

12 番 近 藤 進 也

5 番 亀 元 公 一

13 番 住 吉 浩 徳

6 番 廣 瀬 猛

14 番 高 橋 恵 司

7 番 名 倉 亮 介

2. 欠席議員は次のとおり

11 番 古 賀 信 行

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局 長 ・ 吉 田 功

係 長 ・ 野 村 育 美

主 査 ・ 蔵 元 竜 治

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	松 井 努
副 町 長	荒 巻 和 徳	福 祉 課 長	船 津 未 華
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	洞ノ上 浩 司	下 水 道 課 長	佐 藤 治
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	高 祖 睦
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	服 部 達 也
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 美 穂

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 6 年 6 月 定例会 (第 2 回)

第 1 回継続会

本会議 会議録

令和 6 年 6 月 6 日

水 巻 町 議 会

令和 6 年 第 2 回水巻町議会定例会 第 1 回継続会 会議録

令和 6 年 6 月 6 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 13 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 6 年第 2 回水巻町議会定例会第 1 回継続会を開きます。

日程第 1 報告第 6 号

議 長（白石雄二）

日程第 1、報告第 6 号 水巻町税条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

この専決処分のあり方についてですが、議員さんはあんまり知らない人も多いんですが、議員必携を開いてもらうとこう書いてあります。338 ページです。

町長が専決処分した場合ですね、議会に承認を求めなければならないっていうのは当たり前ですが、この後ですね、専決処分した後、招集される議会の最初の本会議において、あるいは臨時会を開くことも含められる、この承認については、町長が議会に代わって行った意思決定の責任を、責任を逃れるためっていうことなんですね、解除する重要な意義を持つものである。これは町長が決めたことの専決は、議会の議決をもって議会の責任になってしまう。そういうことが書かれてあります。

そのためにはですね、これ招集する時間がなかったからっていうのは、あなたの使い方によるんですが、「町長が主観的に時間的余裕がないとして、専決処分をしたというようなことがあれば、議会としては毅然たる態度で不承認とし、町村長に、これは町長に反省を与え、今後を戒めるべきである」と文言でうたわれてます。

こういったことをですね、議員必携にあるにも関わらず、新しい議員さんも含めて知らない方も多いので、改めてここで申し上げて、私は聞きたいんですが、今回のこの条例の改正については、これ一部改正といいますけども、この文言を変える理由は何かあるんですか。

特別に何かが変わるというものじゃない、言葉が変わっただけという、言葉は触るものではなくて、それによってあなたの決定権が、あるいは裁量権が広がるというものではないんですか。それを聞きたいです。

議 長（白石雄二）

はい、土岐課長。

税務課長（土岐和弘）

今回のですね、税条例の一部改正というものです、こちらの議案書 34 ページのところに参考資料ということで付けておりますけど、3 月の末にですね、国の地方税制の改正がございまして、それに伴って定額減税の実施でありますとかですね、雑損控除の特例等々の条文が変わりましたので、専決処分にて改正させていただきまして、滞りなく減税を実施できるようにということで、処理をさせていただいて、直近の議会ということですので 6 月議会で報告を申し上げるという流れになっておりまして、これは本年度だけではなくて、昨年一昨年こういった税制条例の改正については、専決処分でご報告をさせていただいたという経緯がございます。以上でございます

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

今回の専決処分に限らず、私、去年の 4 月に返り咲いたわけですが、その前の 4 年間も、その前も、かなり専決が多いことに気が付きました。これをあえて名称変更だけで、文言の変更だけで、すんなり議会が通してしまうというのは、議会のチェック機能が働いてないということなんです。そういう意味では、議員必携をよく見てれば分かることなのに、そういうことを見逃してしまう。

まずもう一番大事なのは税条例ですから、この町にとっての一番の根幹である、この税財源、このところをあなたの裁量でもって減免できるという、この措置のあり方が問題だと思うんです。

例えば、「いちょうの湯」。あそこは土地を町が購入して、莫大なお金をかけて造成までやって、そして特定業者に便宜を図った。この方の固定資産税はどうなってるんですか。固定資産税の減免措置という範囲が当然権限として求められてますが、簡単に条例を変えるというのは、これは国がどうのこうのじゃないんですよ。これは町条例ですから、町の条例ですから、町独自であなたの裁量権で認められるものですから、こういうことを議会が簡単に許してはならないってことです。

ですから、あなたの今回の「いちょうの湯」の大きなプロジェクト、民間開発だからということで、町は一切お金出してませんと言うけど、その前の先行投資をちゃんとやってるじゃないですか。

そして費用対効果も含めて、ちゃんとその辺のリスクも考えた上で、10 年 20 年のスパンで返済がどうなるのか、あるいは町が取り戻せるのか、あるいは特定業者に、利益供与、便宜供与に当たるようなマンション建設までさせて、町がどれぐらいの金額で貸してるのか分かりませんけども、これも固定資産税の減免措置に値するんです。

土地使用料という形で安く貸して、土地が本来は、あれが宅地並み課税になるとどれだけの費用の負担になるのか、民間は賃貸料という大きなマンションまで建設して、あの土地を安く貸すのであれば、我々だって土地貸してくださいよ。土地を借りて、あれだけのマンションを建てて、土地を購入しなくて済むということです。

だから、簡単にタイトルだけ、税条例の一部改正の専決処分の報告って言いますけども、こういうことをやすやすと通すことは、あなたの裁量権の問題であっても、それが確実に拡大しているという今のね。で、この期に及んで、これをなぜ改正しなければいけないのか分かりませんけども、今までも随分と専決をやってて、すんなりと議会を通してきてるんです。

そのあり方については、いささか疑問に感じるんですが、やはりそこだけではありません。

例えば、ボタ山の太陽光の設置、そこも格安の値段で貸してる。あるいは高松団地の屋根の太陽光の設置、その使用料については町民に還元されてませんよね。

その一番大事な根幹であるその税財源の収入をあなたは、自分の利益、あるいはまさに、なんて言いますか、独善的に物事を進めてるというふうに節が見えます。そのことがきちんと議会には報告されてないんです。

いつの間にかボーリング掘って、温泉が出ました。プロポーザルやりました。でもそこしか申し込みがなかったから、もう出来レースじゃないですか。そういうようなことも含めて、固定資産税は、そこに対してはどうなってるんですか。

それをお聞きしたいと思います。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

この専決処分はですね、こうして直近の議会で報告をさせてもう。反対なら反対と言って否決すればいいじゃないですか。それが一点。

それから、先ほどから温泉の「いちょうの湯」の話だろうと思いますが、あの土地はそもそも水巻の町有地です。買ってません。私が先に温泉を出した訳でも何でもありません。あなたが議員になってなかったから、情報不足がどうか分かりませんが、少なくとも今、温泉が建っている所は町有地で、発言を訂正してください。

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

何か随分おかしい発言されますけどね、あなたはちょっと変わってますね。私が言ってるのは町が土地を購入して、民間業者にあっせんしてですよ、安く貸してるんですよ。それは町にとっての税収が目減りしたってことです。

あえて土地を購入してれば、民間の業者であれば固定資産税収入が入るんですよ、当然。それは宅地並み課税を充てていけばですよ。上物は民間の会社のものですから、当然固定資産税は入ります。あとは土地ですよ。

土地はあなたが安く貸してしまっって、どれだけの投資をしましたか。それなのに民間業者は土地を買わなくて、簡単にもマンションを建てた。賃貸料が営利目的ですよ。福祉目的だった

ら、土地を安く提供するとかね、無償で貸与するとかいうのはありますが、あまりにも極端ですよね。

そういったことで「いちょうの湯」が、良いとか悪いとか言ってるんじゃないんですよ。やることが、高齢者の健康増進のためにスポーツトレーニングセンターができたとか、あるいは、「いちょうの湯」を皆さん町民のために、えぶり山荘に代わるものを建てたと言うのであれば、それはそれで結構です。

しかし、マンションが、あれだけ大きなものが建ってですよ、それでぬくぬくとその民間業者が利益を得てるじゃないですか。そういうことを便宜供与と言うんですよ。そういうふうにな、疑われるようなことをしないでください。

そういう意味では、固定資産税の減免措置のあり方が、今回の税条例の一部改正の中に含まれてるじゃないですか。だから今回の言葉じりだけを扱っても、これがどういうあなたの裁量権に影響するのか、ちょっとそれ聞かせてください。あなたの回答は間違ってますよ。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

あなたとは見解の相違だろうと思いますけどね。そもそもですよ、あなたが今いろいろ言われておりますけど、私は独断と偏見でやってるわけではありません。きちっと議会にも報告し、そして皆さんのご意見を聞きながら、やってるじゃないですか。

それからこの税に関しては、そもそも論で法律が変わって、こういう形を、私のほうは専決処分、間に合わないからやってるという、基本的なものです。いろいろあなたが、言葉でいろいろ言われようけど、なんもかんもごちゃ混ぜにされようごとあるけど、基本的に今日はこの税条例の専決処分の報告ですから、報告させてもらいよんです。だから反対なら反対で良いですよ。ただそれだけです。

[「議長」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。質疑はありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

日本共産党を代表いたしまして、賛成の立場から討論いたします。

先ほどからの税条例の改正ですけれども、主な大きなものとしてはこの定額減税についてだと思います。この定額減税はですね、岸田首相が物価高騰対策ということで、目玉対策として打ち上げたものなんですけども、個人住民税 1 人 1 万円というのは、それも 1 回限り、今年だけというふうにとどまっております。そしてその中身もですね、特別徴収、普通徴収、年金特

別徴収というやり方で、もう現場には大変な混乱というか、苦労をおかけしているということを各自治体だけでなくですね、すべての企業の中でも、そのような声が出ております。

それで、やっぱりこれぐらいの減税ではですね、なかなか今、物価高騰で苦しんでいる皆さんを救うことになるのかということもありますが、今回、大変な現場の皆さんの苦労の下に、定額減税が行われていること、このことはしっかり指摘をさせていただいて賛成いたします。

それから専決処分についてのことですが、これまでも私も専決処分をなるべくしないようにということは、議会で何度も述べさせていただきました。やはり、税条例も本当に町の税についてですから、国が変えたといいながらも、町の税のことなので、特に値上がりする分についてはですね、しっかり議員が審議をした上で決めていきたい。まあ日程的に無理っていうのもあるので、専決処分になってるんだろうと思いますが、できるだけ専決処分は少なく、すべて議会で審議した上で、採決していくということの方向を進めていただきたいというふうに、執行部には申し上げておきたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

反対の立場から意見を述べさせていただきます。

非常に私のコメントに対して、町長は顔色変えてもの言われますけどね、痛くない腹を探られるのが一番嫌なんでしょうけどね。それはそれでいいです。

やはりこういった税条例の問題は、町の根幹だということで、私は申し上げてるんですよ。これを議会に報告してる、いつ報告したんですか。これ審議されましたか。審議も何もしてない。あなたが報告する間がなかったとか、あるいは決める間がなかった、議会開く間がなかったと言っても、議員さんはみんな暇ですよ。時間ありますからね。

だからこういった専決処分を議会に流してもらって、議会に審議する時間を与えてくださいよ。何でもかんでも専決やらずに。あなたが本当に親切、懇切丁寧に報告するのであれば、こういったことを前もってちゃんと資料として提出してください。そのことで説明責任を求めているんです。そういう意味で私は反対いたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。報告第6号 水巻町税条例の一部改正の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって報告第6号は承認することに決しました。

日程第 2 報告第 7 号

議 長（白石雄二）

日程第 2、報告第 7 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

日本共産党を代表いたしまして、反対の立場から討論いたします。

今回、国民健康保険税の見直しですけれども、国のですね、医療保険制度の改革骨子というのがありまして、それに基づいてですね、課税限度額が毎年のように上がっております。

昨年、令和 4 年度ですかね、基礎課税額が 65 万円に、63 万円から引き上げられました。今回は後期高齢者支援金等の課税額が 22 万円から 24 万円と引き上げられるということになっております。

聞くところによりますと、最高額はもう、106 万円年間支払う方がいらっしゃるということで、そういう方が水巻町に 20 世帯ぐらいいるということを知っております。大変な高額になっていると思います。そういう方が大変裕福な暮らしをしてるのかといえば、少しゆとりがあるにしても、余るほどのゆとりだといえば、そうではないというふうに私は思っております。

それで、また減免のほうですね、同時に行われておりますけれども、この減免に対する世帯が、3 世帯しかないということです。

ですから今回、ただでさえ国民健康保険税、国に 1 兆円を求めて、私どもいるんですけれども、そうすれば少し全国的にですね、安心してかかる医療になるし、国保税になると思うんですけれども、大変このように負担が増え続けていくっていうことに対して、これは認めるわけにはいきませんので、反対いたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。近藤議員。

12 番（近藤進也）

反対の立場から意見を申し上げます。

以前から申しますが、2 万円の給付金をいくら配ったからといっても、それと差し替えて 2 万円の健康保険税が上がっているわけですから、軽減措置にも何もなってないんです。むしろ国の政策としてね、どんどん上がっていったからといって、町の特定財源を使って、財政調整基金を使ってでもですよ、そこで繰り出してもらって町民の負担を減らしたらどうですか。プ

レミアム商品券など、なんだの配ったところで一時的なもので、やっぱり健康保険税は毎年上がってるわけですよ。しかも、2万円という金額は大きいですよ。

それは人勸に伴ってですね、民間と比較して公務員は安いから給与値上げしますと、それはいいですよ。しかし、町民はどうなんですか。あなた方と全然違いますよ。その部分を考えたら、低所得者に対して、あるいは全般的に高額所得者なんてそうはいませんよ。

だから、この2万円の負担がどれだけの人に大きな負担になるかということを考えたら、やはりあなたの施策として、明るい水巻町、みんな暗い表情してますよ。明るい水巻町を目指すなら、健康保険税を下げてあげて、持ち出したらいいいんじゃないですか、あなたのほうで。そういうことをすることで、町の町民から喜ばれるような、そういう町政であって欲しいと思います。

以上、反対討論です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。報告第7号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、報告第7号は、承認することに決しました。

日程第3 報告第8号

議 長（白石雄二）

日程第3、報告第8号 令和5年度水巻町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、岡田議員。

8番（岡田選子）

予算書の21ページの歳出のところで、2款1項6目ふるさと応援寄附金の業務委託料が3,100万円、それからふるさと応援基金積立金も5,480万円ということで、大きく減額をしております。

これについて、令和5年度の寄附金額、またその活用額、返礼の経費というのを報告お願いいたします。

議 長（白石雄二）

はい、手嶋課長。

企画課長（手嶋圭吾）

議員の御質問にお答えします。

ふるさと納税の寄附金に関しましては以前ですね、令和4年度あたり、かなり返礼品の関係で寄附金が伸びてきた部分がございますが、その人気の返礼品の生産が追い付かないという形で一旦ストップして、そこからなかなかそういう寄附者を取り戻す機会が難しいということで、落ち込んできている部分がございます。

今回、寄附金につきましては当初、1億5,000万円ほど当初予算に計上しておりましたけど、落ち込んでいるんですね、9,000万ほどに落ち込んでるという状況です。

委託料につきましてもですね、その関係で寄附金が少なくなれば、そういう形の事務費も減ってきておりますので、そこで今回、専決処分ということで3,100万ほど減額させていただいたということでございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

寄附金額が9,000万で、返礼の委託料は3,000万減らして6,000万ということでもいいんですか。では寄附に基づき、活用した金額はいくらなんですか。

議 長（白石雄二）

はい、手嶋課長。

企画課長（手嶋圭吾）

約8,000万です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

すいません、9,000万の寄附のうち、8,000万を活用したということは、あと1,000万しか残りませんが、委託料はマイナスで出したということになりますよね。

議 長（白石雄二）

はい、手嶋課長。

企画課長（手嶋圭吾）

寄附金につきましては、積み立てておりますので、その部分でですね、今回、寄附金に指定した事業、皆さん寄附していただく部分がございますので、そこで活用した部分が8,000万

でございます。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。報告第8号 令和5年度水巻町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、報告第8号は、承認することに決しました。

日程第4 報告第9号

議 長（白石雄二）

日程第4、報告第9号 令和5年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

予算書の8,9ページ。歳出ですね、9款の償還金及び還付金ですけど、補正前の金額が2,000万円で、補正額が1,900万円ということで、ほとんど戻してるということになっているんですよね。100万だけという金額になっているんですけど、これの説明をいただけますか。

議 長（白石雄二）

川橋課長。

住民課長（川橋京美）

御質問にお答えします。9款の諸支出金の償還金ですが、普通交付金等の精算償還金として当初予算で2,000万円を計上しておりました。ですが、令和5年度の普通交付金は実績報告により償還ではなく、19万3,000円の追加交付となりまして、償還すべき金額は令和3年度の特別交付金の10万1,000円のみでしたので、実績に合わせて1,900万円を減額したものであります。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

すいません。2,000 万の予算化した理由は何でしたかね。

議 長（白石雄二）

川橋課長。

住民課長（川橋京美）

お答えいたします。医療実績に基づいて県から交付される普通交付金ですが、医療費ですの
で全く予測は難しいものではございますが、例年ですね、給付費の 1%程度を見込んで予算計上
しております。年度によって 5,000 万円返還しないといけないときもあれば、何百万円で済む
ときもあれば、今回のように追加交付が行われる場合もあります。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

ということは今年度の国保会計は、交付金が多くきたということで、こちらの歳出での持ち
出しが少なかったということですけど、交付金が多くきたっていうのは、その上、保険給付費
は交付金も予算は下がってますよね。だから国保事業会計自体は縮小してるっていうことでよ
ろしいでしょうか。

議 長（白石雄二）

川橋課長。

住民課長（川橋京美）

お答えいたします。ここの償還金は、前年度までの交付金の精算による償還金でございます
ので、例年、普通交付金が余分に交付されたものをこの償還金から県のほうに返還している
というものになります。

令和 4 年度の普通交付金は、返還ではなくて追加交付、20 万円程度ですけど追加交付になっ
て返還はありませんでしたので、その分をこの償還金は減額をしています。

令和 5 年度につきましては、実際には令和 6 年度の実績報告にはなるんですけど、実際に使
った、支払った保険給付費と、頂いた普通交付金を比較した場合に、普通交付金が不足してい
るような状態になります。なので、その分を令和 6 年度実績報告をして、令和 6 年度中に追加
交付が行われる予定になっております。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

議 長（白石雄二）

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。報告第9号 令和5年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、報告第9号は、承認することに決しました。

日程第5 報告第10号

議 長（白石雄二）

日程第5、報告第10号 令和5年度水巻町一般会計予算繰明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。報告第10号 令和5年度水巻町一般会計予算繰明許費繰越計算書の報告について、町長報告を終わります。

日程第6 議案第22号

議 長（白石雄二）

日程第6、議案第22号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

9番、井手幸子です。2021年、令和3年から国が強力に進めていますデジタル化ですね、私もあらためて調査して、本当にどんどん、どんどん進められていることを実感しております。

その分、執行部の皆さんのお手数もいろいろ大変かと思いますが、この議案については承知を、理解ができるんですけど、ただ10分の10、国庫補助というふうになっておりますが、で

も実際にはその後のメンテナンスとかでいろいろお金がかかるっていうことが、今何年かして出てきております。

昨年の10月には中核市の市長会というところが、移行経費がですね、国の補助額よりも大きくかかると、全額国庫負担にしてくれっていうのを市長会で国に対して要望をしています。

それで当町において、デジタル化の経費ですかね、経費がどのぐらいかかっているかを質問します。

議 長（白石雄二）

手嶋課長。

企画課長（手嶋圭吾）

議員の御質問にお答えいたします。今回の番号法に関係する当町の条例改正につきましては、デジタル化——まあ、もちろん関連はするんですけれども、今回はその番号法の改正に伴う用語の変更というということで、経費等に関連する部分でもございませんし、今現在、ちょっと手元に資料ございませんので正確な金額がお答えできませんので、また委員会等で、それか個別にお伝えしたいと思います。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

井手議員。

9 番（井手幸子）

ちょっと突然の質問で申し訳ないんですけど、私たちはこのデジタル化については反対をするものではないんですね。便利なところもたくさんあると理解していますが、要するにマイナンバーカードとかやっぱりいろいろトラブルが起きてますよね。それと他人とひも付けられたとか、一つにいろんなものが付いてるとか、トラブルがやっぱりあることに対してですね、要望になりますけど、きちんと町で実態がどうなのかよく分かりませんが、対応していただくことを要望します。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第22号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第7 議案第23号

議 長（白石雄二）

日程第7、議案第23号 令和6年度水巻町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とい

たします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

補正予算書、歳出のところですけど、一番最後の 10 ページ、給与費明細書に時間外手当 102 万 3,000 円が出てるんですけど、それが 9 ページの社会福祉総務費の職員手当に入っております。

これが定額減税に伴う職員の皆さんのね、残業の手当てになるんだろうと思うんですけども、先ほど申しましたが、この定額減税のために、職員の皆さんが大変ご苦勞をされて、残業もされているのだと思います。

特に補足給付の分だと思うんですね、これは。そのための残業分かな——扶助費の分すべてでしょうか。

ぜひですね、ここの時間外手当の、何ていうんですか、職員の皆さんの働き方っていうか、どういう状況にこれはなるのかですね、ちょっとご説明いただきたいんですが。

議 長（白石雄二）

岡田議員、これは総務財政委員会。

[「これ、地域づくり課ですよ。」と発言する者あり。]

定額減税、それは総務財政委員会のほうで。

[「補足給付金は、税務課？社会福祉総務費は民生費ですよ。3 款だから、3 款だから、総財じゃないと思って聞いたんですけど」と発言する者あり。]

はい、どうぞ。

地域づくり課長（藤田恵二）

今の岡田議員の御質問にお答えします。この 3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費ですけども、扶助費のほうで記載のとおり、定額減税補足給付金、これは税務課のほう、総務財政委員会。その下の新たな住民税非課税世帯それから均等割世帯が地域づくり課のほうの所管になりますので、文厚産建委員会。

先ほどの時間外勤務手当のところなんですけど、3 節から 12 節までの事務費についてはですね、ここが税務課の定額減税補足給付金と私どもの給付金ですね、これは一体的にやる必要がありますので、この中に税務課分と地域づくり課分が合算した金額で計上させていただいております。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

だからね、100 万という残業手当が出る働き方がどうなのか、という具体的な部分でちょっとお聞きしたかったんです。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

地域づくり課長（藤田恵二）

お答えいたします。この時間外手当の 102 万 3,000 円のうち、定額減税に関する部分が 80 万円、残りの部分が地域づくり課の時間外ということになりますので、定額減税でいえば 80 万円分を総務財政委員会のほうで審議という形になろうかと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 23 号 令和 6 年度水巻町一般会計予算（第 1 号）については、関係の各常任委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 38 分 散会